

池の上学生宿舎 ガイドブック

2025年04月

広島大学教育室教育部
学生生活支援グループ

ルール紹介等の動画へのリンクはこちらから



必読願います。

ガイドブックに記載のある事項について、本人の確認不足等による
不利益・損害については一切責任を負えませんのでご了承下さい。



はじめに

池の上学生宿舎は、本学の学生に対して「修学に適しており、良識ある市民としての生活が体験できる住居」を提供することを目的として設置されました。この目的を受けて、学生が入居する部屋は全室個室となっており、個人の生活権が尊重されています。また、宿舎の敷地内には様々な共用施設があり、学生同士で交流しながら共同生活を送ることができます。

池の上学生宿舎では、国籍を問わず、様々な文化や価値観を持った学生と共同生活をするようになります。そのため、相手のことを考えた行動を心掛けるようにしてください。そうすることによって、宿舎での生活が充実するとともに、国際社会に通用する社会性や協調性を身に付けることができます。

生活の中で、共同生活に関する悩みや問題が生まれることもあるかと思います。そうした時は、入居者同士で相談し合い、協力するようしてください。また、入居者だけでは解決できないことであれば、私たち「管理事務室」や「学生生活支援グループ」に気軽に相談してください。そうして悩みや問題を解決することによって、宿舎をより住みよい場所にできることに加え、困難な問題に立ち向かう主体性を身に付けることができます。

最後に、この「池の上学生宿舎ガイドブック」には宿舎で生活する上で欠かせない心得やルール等の事柄がまとめてあります。必ず熟読し、日常生活に役立てるようにしてください。

教育室教育部 学生生活支援グループ
池の上学生宿舎 管理事務室
池の上学生宿舎 アドバイザー

目次

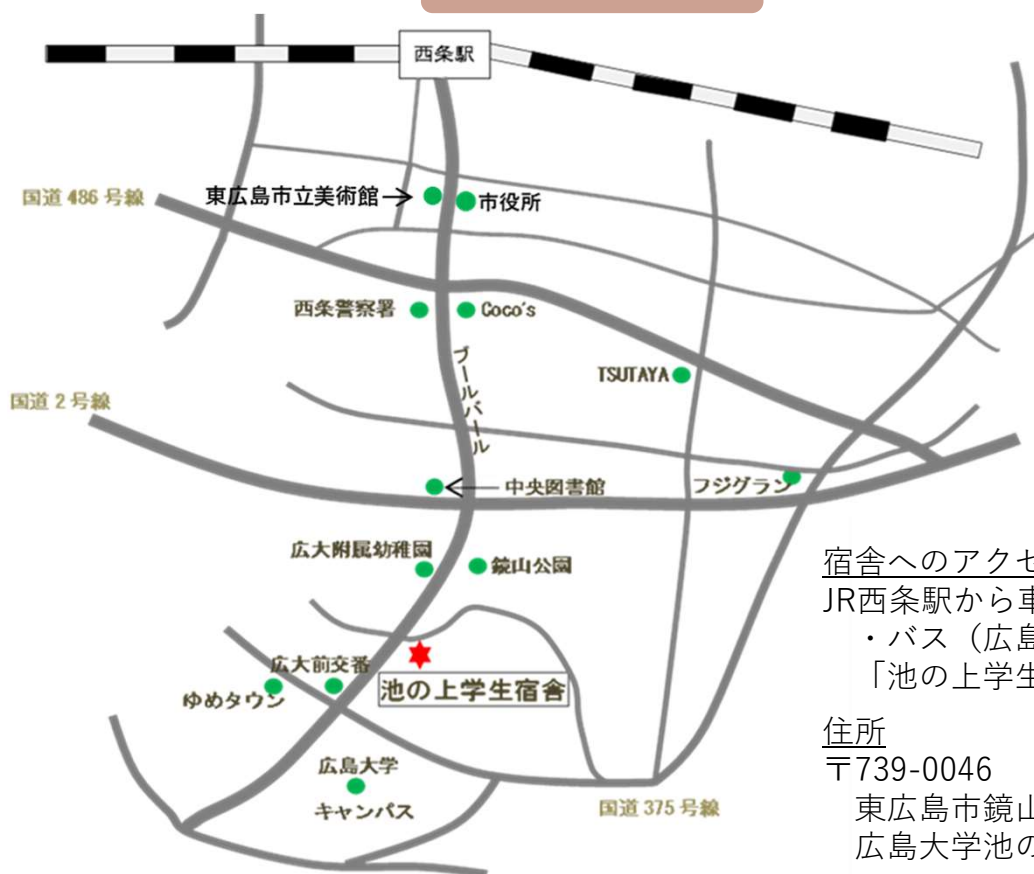
はじめに

1. 池の上学生宿舎の施設・関係者	
1-1. 施設概要	p.3
1-2. 施設（居住設備,共用施設）の設備	p.4
1-3. 平面図	p.6
1-4. 諸経費	p.9
1-5. 宿舎の関係者（困った時の連絡先）	p.10
2. 池の上学生宿舎のルール・心得 1 居室設備編	
2-1. 入居するとき	p.11
2-2. 共同生活のルール	p.12
2-3. 居室内のルール	p.13
2-4. 退去するとき	p.16
3. 池の上学生宿舎のルール・心得 2 共用施設編	
3-1. 交流用施設（談話室,ラウンジ,和室交流室）のルール	p.17
3-2. トイレのルール	p.17
3-3. 浴室・シャワー室のルール	p.17
3-4. 洗濯室・洗濯棟のルール	p.18
3-5. 補食室のルール	p.18
4. ごみについて	
4-1. ごみ出し	p.19
4-2. ごみの分別（ごみブック 東広島市より抜粋）	p.20
5. その他	
5-1. 身体に問題が起きた場合	p.32
5-2. こころに問題が起きた場合	p.32
5-3. ハラスメントの防止について	p.33
5-4. 災害（火事,地震など）が起きた場合	p.34
5-5. 困ったときの相談先	p.34
5-6. 地域に暮らす	p.35

1. 池の上学生宿舎の施設・関係者

1-1. 施設概要

宿舎周辺 略図



宿舎へのアクセス
JR西条駅から車で約10分
・バス（広島大学行き）
「池の上学生宿舎前」下車

住所
〒739-0046
東広島市鏡山2丁目812-62
広島大学池の上学生宿舎

宿舎敷地内 配置図



1－2．施設（居住施設,共用施設）の設備

居住設備の設備

タイプ		A	B・D	C
号館		1-4, 7-9	5, 6, 10	11
室数		292	300	100
居住 設備	テーブル	○	○	○
	イス	○	○	○
	ロッカー	○	—	—
	物入れ	—	○	—
	書籍棚	—	○	—
	ハンガースペース	—	—	○
	ベッド ※マットレスなし	○ 収納付き	○	○
	冷暖房機	○	○	○
	バルコニー（物干し場）	○	○	○
	網戸	○	○	○
	カーテンレール	○	○	○
	洗面所	—	○	○
	洋式水洗トイレ	—	○	○
	風呂	—	—	○
	ミニキッチン	○	—	○
	テレビ用端子	○	○	○
	電話機	○	○	○
共用 設備	トイレ	○	—	—
	浴室	○	○	—
	洗濯室	○	○	○
	談話室	○	○	○
	物入れ・倉庫	○	○	—
	補食室	—	○	—
	ラウンジ	—	○	—
	管理事務室（p. 9参照）	—	—	○

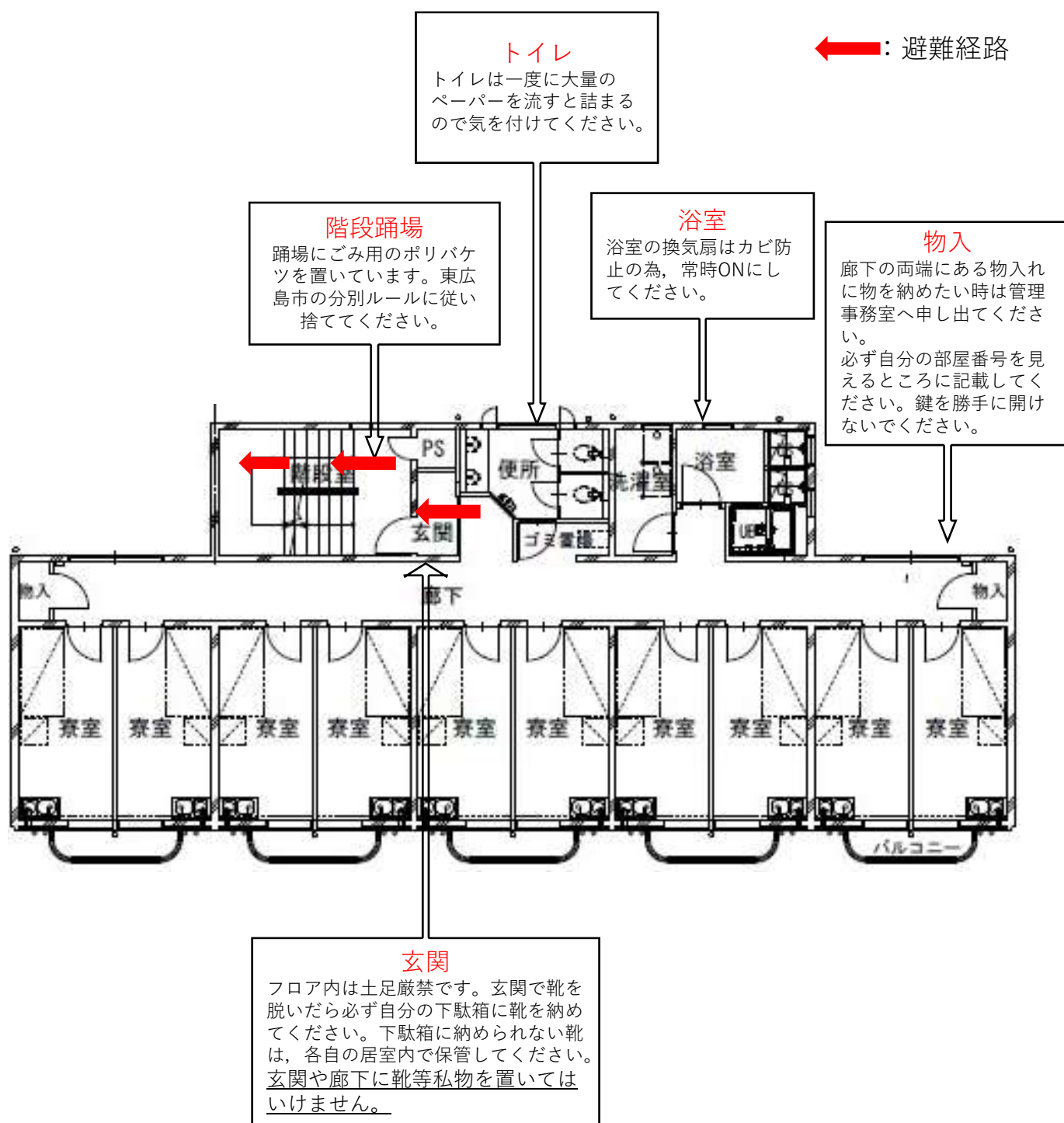
共用施設の設備

施設名	設備
洗濯棟	洗濯機，乾燥機，テーブル
和室交流室	座卓，座布団，テレビ，冷蔵庫，冷暖房機，ミニキッチン，トイレ
山中会館フリースペース	テーブル，イス，卓球台，冷暖房機，トイレ，自動販売機
自動販売機コーナー	清涼飲料水，カップめん

1 - 3. 平面図

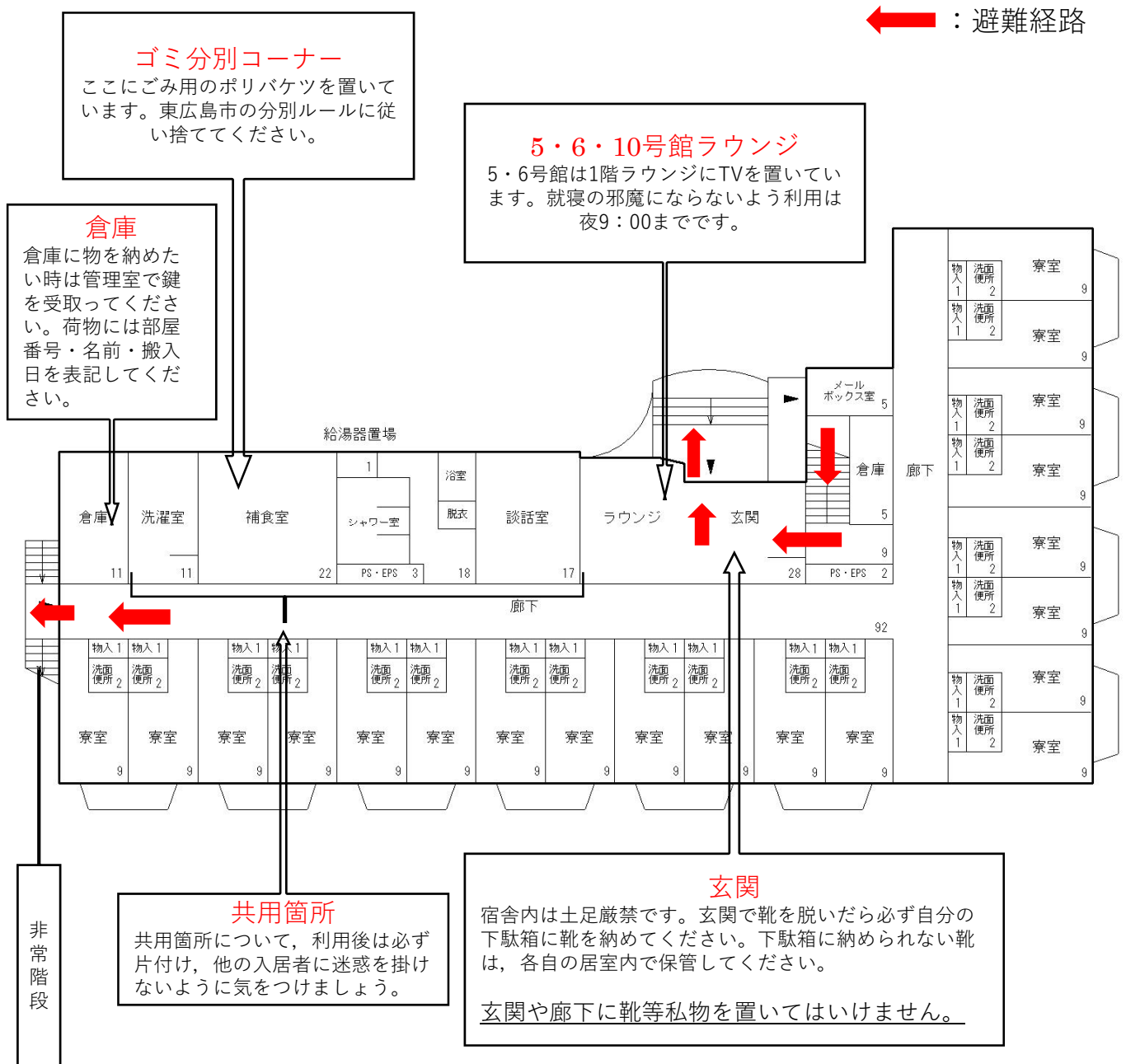
【Aタイプ】 1~4, 7~9号館

- ・ 階段, 玄関以外は**土足厳禁**です。
- ・ **ごみ出しは当番制**です。同じフロアの学生で協力して, 玄関付近に設置されたごみ箱を管理します。
(→p.19)
- ・ **2階と4階には談話室** (中央2部屋の仕切りをなくして, テーブル, イス, テレビを設置) があります。
普段は施錠されていて, 管理事務室から許可をもらうことで利用できます。 (→p.17)



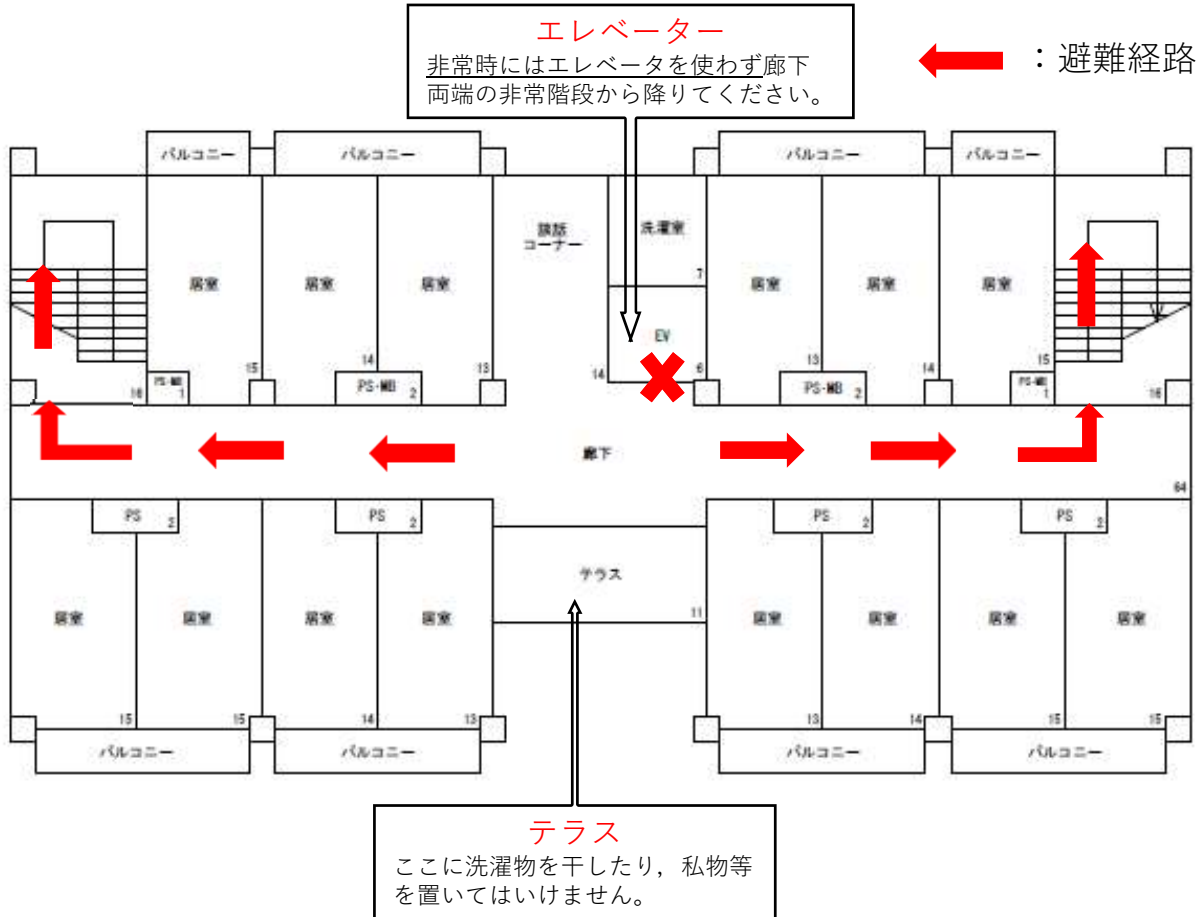
【B・Dタイプ】5, 6, 10号館

- ・ラウンジ,玄関以外は土足厳禁です。
- ・ごみ出しは当番制です。同じフロアの学生で協力して,補食室に設置されたごみ箱を管理します (→p.19)
- ・各フロアの補食室には**共用の冷蔵庫**があります。定期的に不要物を廃棄する,臭いが漏れないよう密封して食材を保存するなど,フロアで話し合って管理するようにしてください。(→p.18)
- ・各階に**談話室** (テーブル,イスを設置) があります。施錠されておらず,許可なしで利用できます。(→p.17)

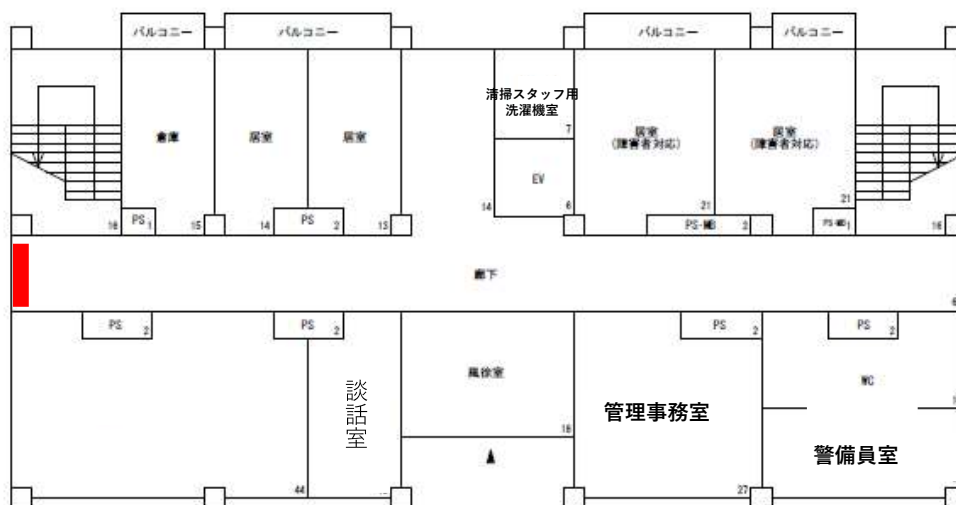


【Cタイプ】11号館

- ・居室内は土足厳禁です。
- ・ごみ出しは各自で行います。（→p.19）
- ・1階に談話室（テーブル、イスを設置）があります。
普段は施錠されていて、管理事務室から許可をもらうことで利用できます。（→p.17）
- ・非常時には非常ドア（1階廊下両端）および非常階段（廊下両端）を利用して避難してください。
エレベータ（EV）を使ってはいけません。



1階



※居室内は土足厳禁です
※廊下に私物を置いてはいけません。

管理事務室
ここが管理人室です。

1 - 4. 諸経費

・ 宿舍生活では以下 4 種類の経費が必要となります。

(1) 寄宿料

(2) 共通経費 (入居者のごみ処理, 共用箇所の清掃)

(3) 光熱水料 (入居者が居室および共用箇所で使用した電気・エアコン・水道等の使用料)

(4) 洗濯機・乾燥機使用料

・ 経費の支払いのため, 入居手続きの際にゆうちょ銀行口座の届け出書を提出していただきます。

毎月12日 (12日が土日祝の場合は翌営業日) に支払いの振替をします。

※入居した月は振替がなく, 翌月に 2ヶ月分を振替えます。

・ 振替日の前日までに銀行口座に入金してください。残高不足の場合, 振替不能となります。

・ 振替不能の方には督促状を出します。指定期日までに管理事務室へ現金でお支払いください。

お支払いできない (3回以上滞納した) 場合, 退居を命じることがあります。

タイプ	寄宿料	共用経費	光熱水料	洗濯機・乾燥機 使用料
Aタイプ (1~4, 7~9号館)	7,500円	1,900円	入居者の使用量 に応じて請求※ ¹	2,000円※ ²
B・Dタイプ (5, 6, 10号館)	4,700円	2,000円		
Cタイプ (11号館)	15,000円	1,200円		
月の途中で入退居する場合の経費	日割り計算なし		日割り計算あり	発生しない

※¹個人使用分と共用箇所使用分の按分した料金を合算 + 手数料 (数円)

※² + 手数料 (数円)

1－5. 宿舎の関係者（困った時の連絡先）

■管理人・警備員（管理事務室 @池の上学生宿舎 11号館1階）

- ・宿舎の管理を行っています。
- ・問題（共同生活のトラブルや設備の故障等）の相談窓口を担っています。

※事務受付（入居受付・退去届の提出、光熱水料・寄宿料等の現金納付等）は管理人のみ対応できます。

《対応時間》

管理人：平日 8：30～17：15

※8月15日前後の夏季一斉休暇期間と12月29日-1月3日を除きます。

警備員：平日 17：15～翌8：30 （※0：00～6：00は仮眠時間）,土日祝・年末年始・夏季休暇期間

※ 21：30と7：00に宿舎敷地内を巡回します。土日祝・年末年始・夏季休暇期間は10：00と14：00も巡回します。

電話番号 082-424-6148（宿舎内の内線1111）

携帯 080-5759-3060

メール ikenoue@office.hiroshima-u.ac.jp

■大学職員（学生生活支援グループ @東広島キャンパス 学生プラザ3階）

- ・学生生活全般のサポートを行っています。
- ・問題（共同生活のトラブルや設備の故障等）の相談窓口を担っています。

電話番号 082-424-5794

メール gakusei-group@office.hirosima-u.ac.jp

■清掃スタッフ

- ・共用箇所の清掃を行っています。

■フロアリーダー

- ・各フロアに入居者から1名以上が選任されます。
- ・フロアの住環境を守るために、以下の活動を実施します。
 - (1) フロア会議の調整
 - (2) ごみ当番表の作成
 - (3) 管理事務室からの連絡のフロアメンバーへの周知 など

- ・問題があった時の相談窓口を担います。

※フロアリーダーからの指示には必ず応じるようにしてください。

- ・フロアリーダーを務めると、次年度以降、アドバイザーとして入居延長が認められることがあります。

■アドバイザー

- ・フロアリーダーから選任されます。
- ・宿舎全体の住環境の改善のために、以下の活動を実施します。
 - (1) 入居者が交流するためのイベント
 - (2) 住環境を改善するための活動
 - (3) 棟全体の生活環境やごみ袋の搬出状況の把握
 - (4) フロアリーダーへのアドバイス など
- ・問題があった時の相談窓口を担います。

2. 池の上学生宿舎のルール・心得 1

～居室設備編～

2-1. 入居するとき

(1) 入居が許可されたら

- ・入居が許可されたら、指定された期日までに「入居誓約書」を提出し入居してください。
期日までに正当な理由がなく入居されない場合は、入居の許可を取り消します。
- ・居室はあらかじめ決められています。変更はできません。
- ・居室には棟のタイプごとに決まった設備が用意されています。（→p. 4）
居室設備に工作を加えたり、室外に持ち出してはいけません。
- ・居室設備に含まれないもの（衣類、食器、洗面用具、寝具等）は各自で準備してください。
※その他、以下の4点は用意されることをお勧めします。
 - (i) 印鑑（認印）
 - (ii) 健康保険証（遠隔地被保険者証）
 - (iii) 感染症の既往や予防接種履歴が分かるもの
（母子手帳のコピー等：感染症流行の際は免疫の有無が確認でき、不要な心配をせずに済みます）
 - (iv) 常備薬（管理事務室では副作用等を防ぐため内服薬はありません）

(2) 入居受付

- ・居室の鍵は入居受付で「入居許可書」を提示いただいた後、お渡しします。
退去の際には返還していただきますので、責任をもって管理してください。
- ・入居受付で「入居許可書」を提示いただいた後、以下の4点の重要物とその他の書類をお渡しします。
 - (i) 居室の鍵
1本だけ貸し出されます。**合鍵の作製はできません。**なくした場合は管理事務室でスペアキーを貸し出しますが、オリジナルキーを作成するため、1650円徴収します。
 - (ii) 池の上学生宿舎修繕調書
居室は、前入居者が原状復帰を行い退去していますが、入居時に再度確認してください。もし不備があれば、入居時に配付する「池の上学生宿舎修繕調書」に記入してください。不備が無い場合も**入居後1週間以内に管理事務室に提出**してください。
生活に支障が出る不具合はすぐに修繕等対応いたします。退去時に皆さんが責任を負わなくて済むようにするための書類でもあります。
 - (iii) 池の上学生宿舎自転車・バイク駐輪申請書
自転車・バイクを所持している方は提出してください。また、その後変更がある度に提出してください。
 - (iv) 休業期間中に一定期間居室を空けることについての意向確認書
日本人入居者（IGS日・留、ゲノム以外）は必ず提出してください。
- ・「広島大学寄宿料等自動払込利用申込書（寄宿料用・光熱水料用 各1枚）」を**未提出の方は早急に提出**してください。

(3) 居室に着いたら

- ・自室からの**避難経路を必ず確認**してください。
- ・**フロアリーダーやフロアのメンバーに挨拶**しましょう。
引越作業の音は大きくなる人が多いです。「ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いします。」などと入居時に挨拶するのが社会のマナーです。
- ・その他、不明な点がありましたらお気軽に管理事務室にご連絡ください。（→p. 9）

2-2. 共同生活のルール

(1) 防災について

- ・防災訓練の参加は入居者の義務です。入居者は必ず参加するようにしてください。
- ・宿舎内では普段から火気の取り扱いに十分注意し、消火器や避難器具、通報装置、避難経路を確認しておいてください。
- ・警報器が鳴った場合は、すぐ管理事務室へ通報し、状況によっては初期消火に努めてください。
なお、学生宿舎で行われる防火・防災訓練及びフロア会議は全員参加が原則です。正当な理由なく欠席されている方は、場合によっては退去を命じることもありますのでご注意ください。
- ・宿舎敷地内および周辺では、バーベキュー、花火、喫煙等は禁止です。（防火のため）

(2) 防犯について

- ・夜遅くの外出は極力避け、やむを得ず外出する時は友人と一緒に行動するなど防犯対策を講じてください。
- ・玄関扉は開放しないでください。特に5,6,10号館は出入りの都度、扉が閉まったことを確認してください。
- ・現金、貴重品については各自が責任を持って管理してください。外出や就寝だけに限らず、部屋を離れる時には窓やドアを施錠してください。（特に1階の入居者は注意すること）
- ・5・6号館は女子棟、11号館は混住棟、それ以外の建物は男子棟です。防犯などのため建物内への異性の立ち入りは許可された者以外は禁止しています。（全棟対象）
特に女子棟(5・6号館,11号館6・7・8階)については、特別な事情（引越し,清掃スタッフなど）のみ男性（保護者も含む）の入館・フロアへの立ち入りを認めており、男性の入館者は管理事務室で交付される許可証を常に携帯することを義務付けています。許可証を所持していない者を発見した場合は、直ちに管理事務室へ通報してください。
なお、許可なく建物内へ異性を立ち入らせた場合は、入居者に退去を命じる場合があります。（全棟対象）

(3) 共用箇所について

- ・宿舎内は、11号館以外は土足厳禁です。11号館も居室内は土足厳禁です。廊下や居室では上履きを使用してください。
- ・靴は玄関で脱いで下駄箱にしまってください。※新品の靴であっても、外履き用として購入している靴等を履いて棟内を移動することはできません。
- ・共用箇所（玄関,廊下,談話室,洗濯室,浴室,補食室など）に私物を置いてはいけません。
共用箇所に置いたままの私物は回収し、一定期間保管後処分しますので、日頃から片付ける習慣をつけてください。
- ・詳細は「池の上学生宿舎のルール・心得2 共用施設編」（→p. 17）

(4) 自動車・バイク・自転車について

- ・「経済的理由のある学生」が入居対象となっておりますので、自動車を持ち込むことは出来ません。
寮生（及びその関係者）の宿舎敷地内への自動車の駐車は、原則禁止です。特別な事情がある場合は管理事務室に申し出てください。申し出がない車両についてはロックをかけますのでご注意ください。
- ・自転車・バイクは1人1台限り、管理事務室に申請・登録することにより所定の駐輪場への駐輪を許可します。「自転車・バイク駐輪申請書」を速やかに提出してください。
なお、許可されていない自転車・バイクなど、所有者が分からないものは撤去します。
また、所定の駐輪場外へ停めているものも、勧告後改善されない場合は撤去します。（→p. 11）

2-3. 居室内のルール

【全タイプ共通】

(1) 居室内への立ち入りについて

池の上学生宿舎を適正に管理・運営するために以下の場合に当てはまる場合は管理人・大学教職員が居室に立ち入ることがあります。あらかじめご了承ください。

- (1) 年二回の消防設備点検（全室立ち入り検査のため、本人不在でも居室内で点検を施します。）
- (2) 水漏れや異臭があり、緊急で確認が必要な場合
- (3) 入居者の安否確認が必要な場合
- (4) 客観的事実に基づき入居者が本ルールに違反していると推定される場合

(2) 居室内の備品について

- ・居室に備え付けられている備品を持ち出したり、他の目的で使用しないでください。
- ・居室内の照明灯（天井灯その他）、エアコンのリモコンの電池などの消耗品は入居者が各自で購入し交換してください。（入居から2週間以内の球切れ等でしたら管理事務室へ申し出てください。）
- ・蛍光灯を交換する際は次の表を参考にしてください。

蛍光灯型番（参考）

1～4・7号館	居室電灯(2本)：FHF16EX-N-HX-S(高周波タイプ)
5・6・10号館	居室電灯(4本)：FL20SSW 洗面蛍光灯 (1本)：FL15W 洗面グローランプ(1個)：FG-1E
11号館	居室電灯(2本)：FHF16EX-N-HX-S(高周波タイプ) 机蛍光灯(1本)：30W 机グローランプ：FG-1E キッチン蛍光灯：15W キッチングローランプ(1個)：FG-1E ユニットバス電球(1個)：26口径40W

(3) 居室の鍵について

- ・鍵は勝手に複製したり、他人に貸してはいけません。
- 紛失した場合は速やかに学生証を持参の上、管理事務室に届け出てください。
- ・詳細（→p.10）

(4)その他・注意事項

- ・入居者以外の者（家族・友人・恋人など）を泊めてはいけません。
- ・盗難防止のため、部屋の施錠は各自の責任を持って確実に行ってください。
- ・外出の際には、エアコンの電源を必ず切ってください。また、宿舎内で石油ストーブ(石油ファンヒーター)、カセットコンロやロウソクなどの**火気は使用禁止**です。
- ・洗濯機も持ち込み禁止です。洗濯室または洗濯棟を利用してください。
- ・室内の清掃と換気に努めてください。
- ・壁には何も貼らないでください。剥がす時に壁の塗装及び壁紙が簡単に剥げてしまいます。
- ・宿舎（共用施設含む）では他の入居者に迷惑をかけるような行為や楽器演奏、乱暴な行為、大きな声で騒ぐなどはしてはいけません。
- ・池の上学生宿は広島大学構内のため、禁煙です。敷地内の喫煙はしないでください。
- ・未成年の飲酒・喫煙は法律で禁止されています。また飲酒の強要も禁止です。
- ・大麻・麻薬・麻酔薬及びこれらに類する薬の所持や服用、売買の行為も禁止です。
- ・その他法律に違反する行為はもちろん禁止です。
- ・BS放送の視聴はできません。居室のベランダにアンテナを設置することもできません。
- ・床（居室及びその他のフロア）は防水されていません。床清掃で床に水を流すと階下に水漏れします。不注意で水漏れを起こした場合には、階下や隣人に迷惑をかけるだけでなく、天井や床の補修費などを請求させていただくことになりますので、十分気を付けてください。
- ・廊下、物干し場（バルコニー）にはごみ、段ボール、雑誌、靴などを放置してはいけません。特に1階の物干し場（バルコニー）は不審火の発生する温床となる恐れがありますので注意してください。
- ・自分で持ち込んだもの（私物の備品など）は、退去時に転居先へ持って行く、廃棄業者へ回収してもらうなど責任を持って処分してください。
バイク・自転車、テレビ、冷蔵庫などの不法投棄は絶対にしてはいけません。
発見した場合は、処分費用だけでなく撤去運搬費用も全額負担していただきます。
- ・ペット（犬・猫・その他小動物・魚・爬虫類等）の飼育は禁止です。
- ・日常の連絡は、各館1階入口にある掲示板、もしくは「Myもみじ」の電子掲示板、池の上学生宿舎ホームページでお知らせしますので、毎日1度は必ずチェックしてください。
- ・門限はありませんが、深夜・早朝に入退出する場合は他の入居者の迷惑にならないようにしてください。
- ・郵便や宅配便などを利用する時は必ず「〇号館〇号室」と記入するよう手配し、先方差出人にもその旨を依頼してください。部屋番号不明で返却されることがあります。
- ・管理事務室では、郵便物や宅配便などの荷物はお預かりできません。
- ・メールボックスに郵便物が配達されるので各自で定期的に確認し、盗難防止の為できるだけ早く部屋に持ち帰ってください。
- ・宿舎内に私的な掲示はできません。
学生宿舎内のイベントなど入居者に掲示をしたい場合は管理事務室で相談し、許可を得てください。
- ・宿舎内ではいかなる勧誘・販売もすることはできません。

【Aタイプ】

- ・ミニキッチンが清潔に利用してください。
料理後は、シンク、IH調理器まわりや流し台前の床をこまめに清掃してください。
※油汚れはそのままにしておくと落とせなくなります。
- ・排水溝も野菜くずの残りや、油汚れによって詰まりやすくなります。
市販の排水溝ネットを利用するなど工夫してください。
- ・木製の机の天板は熱に非常に弱いので、調理後の鍋などを置くと天板がひび割れてしまいますので、絶対に置かないよう注意してください。
もし、入居者の責により毀損した場合には、その度合いにより補修・交換費用を請求させていただきます。

【B・Dタイプ】

- ・湿気がこもりやすいので、各自に用意いただくマットレスも長期間利用しない場合は立て掛けておくなど工夫すればカビが生えにくくなります。
- ・洗面所、トイレは清潔に使用するとともに、こまめに清掃してください。

【Cタイプ】

- ・ミニキッチンが清潔に利用してください。
料理後は、シンク、IH調理器まわりや流し台前の床をこまめに清掃してください。
※油汚れはそのままにしておくと落とせなくなります。
- ・排水溝も野菜くずの残りや、油汚れによって詰まりやすくなります。
市販の排水溝ネットを利用するなど工夫してください。
- ・浴室の排水溝も髪の毛などで詰まりを起こしやすいので、定期的な清掃を心がけてください。
- ・木製の机の天板は熱に非常に弱いので、調理後の鍋などを置くと天板がひび割れてしまいますので、絶対に置かないよう注意してください。
もし、入居者の責により毀損した場合には、その度合いにより補修・交換費用を請求させていただきます。
- ・Cタイプは、各自でガス会社と契約が必要ですので、入居の際に渡す書類をもとに直接ガス会社に連絡し開栓（退去の際には閉栓）してください。（広島ガス中央(株) TEL:082-493-8801）

2-4. 退去するとき

(1)事前手続き

- ・入居許可期間満了者には約2か月前に通知しますので、退去日の1か月前までに退去届を管理事務室に提出してください。（退去届はHPからダウンロードするか管理事務室で取得してください。）
- ・退去期限の2か月前に居室の事前点検が行われる場合があります。
- ・入居許可期間満了以前に退去する場合も必ず1か月前までに退去届の提出が必要です。
- ・退去月の寄宿料・共通経費、光熱水料は現金で支払わなければいけません。
- ・冷蔵庫、TVなど家電リサイクル対象の物を処分する場合は、法律により有料での処分となっております。購入した家電量販店や広島大学の生協北1 コープショップ（082-423-8285）などに相談してください。
※宿舎では一切処分できません。
- ・自転車を処分する場合は、専門業者に引き取ってもらうか自分で処理施設（賀茂環境センター）へ搬入してください（要住所地証明）。
- ・清掃については業者へ依頼してください。（税込金額：1万円～1万7千円程度）

(2)退去点検当日

- ・点検日には、光熱水料、その他未納があればその全てを管理事務室に支払い、本人立会いのもとで職員の点検を受け、許可が下りれば鍵を返却して退去完了です。
- ・点検項目は居室に設備されている備品の有無、作動のチェックです。個人の備品は残せません。
詳細については、退去届を提出した際に管理事務室から渡す書類で確認してください。
- ・（11号館以外）引っ越しに伴うごみは各自ごみステーションへ搬入してください。
- ・清掃代金を当日、業者にお支払いください。
- ・備品の修繕などの経費が発生する場合は、退去時、又は退去後に請求します。
日常生活を送る上で生じた汚れや傷について、入居者が居室の修繕費用を負担する必要はありません。
しかし、壁・天井・ガラスなどの破損や剥離を生じさせた場合や、机の天板を焦がすなどの個人の責任による場合には、居室の修繕費を請求します。

(3)退去措置（重要） 次のいずれかに該当するときは退去を命じることがあります。

- ・学生の身分を失った場合
- ・寄宿料及び共通経費、光熱水料など必要な経費を3回以上滞納した場合
- ・賠償義務を履行しない場合
- ・疾病その他により保健衛生上共同生活に適さないと認められる場合
- ・長期にわたる休学が許可された場合、又は、長期にわたる停学の処分を受けた場合
- ・学生宿舎の秩序を著しく乱す行為があった場合
- ・その他学生宿舎の管理運営に著しく支障をきたす行為のあった場合

3. 池の上学生宿舎のルール・心得 2

～共用施設編～

3－1. 交流用施設（談話室,ラウンジ,和室交流室）

- ・入居者同士の交流の場として大いに利用してください。
- ・利用時間は9時から21時までです。
- ・談話室(A・Cタイプ)及び和室交流室の利用は、管理事務室に願い出てください。
- ・交流用施設を利用後は必ず設備の原状復帰、清掃、消灯,エアコンの電源を落とす及び施錠（B・Dタイプは施錠しない）をしてください。
- ・夜間に騒ぐ、片付けを怠る、1人で利用を独占する、私物を置いたままにする等の報告がある時は該当者を呼び、厳重注意します。改善がなければ利用の制限をすることもあります。

3－2. トイレ

- ・常に清潔に使用してください。
- ・一度に大量のトイレットペーパーを流したり、トイレットペーパー以外のもの（例えばティッシュペーパー、切った髪の毛など）を流さないでください。詰まりの原因となります。
- ・トイレの詰まりは、原則、自身で解消してください。

3－3. 浴室・シャワー室

- ・浴槽に給湯する際、40分以上ガス給湯器を点火し続けしないでください。安全装置が働き、ガスの供給が自動的にストップし、全てのガス器具が使えなくなります。復旧に時間がかかりますので、十分に気を付けてください。
- ・浴槽を使用したら必ずお湯を抜いてください。
- ・使用後、シャワー室等から脱衣所に出る前に体の水気を拭きとってください。脱衣所の床が濡れてしまいます。
- ・ヘアピンやゴムなどを排水溝に流してはいけません。詰まりの原因になります。
- ・利用した後は必ず髪の毛などを取って出てください。
- ・脱衣所やシャワー室内に個人の私物（シャンプーや衣類など）を放置しないでください。
- ・換気扇は常に作動させ、水蒸気やカビが発生しないように気を配ってください。
- ・窓を開け外気を入れることも除湿に非常に有効です。
- ・電気・水・ガスは入居者全員で負担するものです。一人一人が節約に努めてください。
- ・浴室及びシャワー室で髪の毛を切ったり,染髪しないでください。

3－4．洗濯室・洗濯棟

- ・ 次に使う人のために洗濯終了後は直ちに取出してください。

- ・ 自分の名前を書いたMy洗濯カゴを持参してください。

次の方が使用したい時に、残っている衣類を取り出すことがあります。

- ・ 洗剤や衣類を放置しないでください。長期間放置している場合は一定期間保管の後処分します。

- ・ (株)藤川企画（0823-27-4115, 090-9468-4115）が管理しています。

故障や洗濯機の清掃については、上記電話番号にお問い合わせください。

右のQRコード（LINE）からは24時間受付可能です。



3－5．補食室

- ・ 共用設備は常に清潔にし、整理整頓してください。共用設備は流し台、ガスコンロ、電子レンジ、冷蔵庫、食器棚、食事用テーブル、イス、ポリバケツです。
- ・ 流し台の排水口にごみを捨てないでください。排水口が詰まって使用できなくなります。
- ・ ガスコンロを使用する場合は必ず換気扇をつけ、使用後は元栓を閉めてください。
- ・ ガスの警報器が鳴った場合はすぐに管理事務室まで連絡をしてください。
- ・ 冷蔵庫を使う場合は、自分の名前を書いて入れ、賞味期限内に使ってください。
- ・ 同じ階の入居者で数か月に一度不用品を処分したり掃除をするなど、冷蔵庫内を清潔に保つことを心掛けてください。
- ・ 補食室の棚には居室ごとに設置されたカゴがあります。個人の調理道具や調味料などはカゴに入れて整頓をしてください。カゴに入らない物は居室で保管してください。
- ・ 他の入居者の調理道具を勝手に使ったり、他の入居者の冷蔵庫の中の食品を勝手に食べてはいけません。宿舎スタッフ側は冷蔵庫の中身の盗難に対して責任は負いません。各自が管理してください。
- ・ 使用後は布巾で拭いてください。
- ・ 個人の調理道具やごみなどを放置しないでください。放置されている物は回収し、一定期間保管後に処分します。
- ・ 調理道具や皿など、使った物は使用後すぐ片付けてください。
- ・ 調理中にはねた水、野菜、ごみなどは自分で必ず片付けてください。

4. ごみについて

4-1. ごみ出し

- ・ ごみは必ず東広島市のルールに従い分別し（次ページ①～⑧ごみ分別について参照）、種類別に分けて捨ててください。正しく分別されていないごみは回収されません。
- ・ 同じごみ袋の色でも、次ページ以降②、③、④、⑤のように種類が違うものは別々のごみ袋を使用します。
- ・ 11号館以外は、補食室や階段のポリバケツでごみを収集することになっていますので、バケツが満杯の時は新しいごみ袋を各自が設置するなど、臨機応変な対応をお願いします。
- ・ 11号館入居者についてはごみ袋に必ず自分の部屋番号を記入し捨ててください。
※ごみ捨てについて、各フロアのアリーダーの指示に従ってください。
- ・ 帰省する際はごみ当番表の自身の名前の備考欄に「〇/〇～〇/〇帰省します」等記載してください。



【ごみ当番について】

- ・ Aタイプ、B・Dタイプ
- ・ 各フロアに設置されているごみ箱については、自分たちで正しく分別し、ごみステーションに搬入してください。これは、入居者全員が各フロアの当番表に基づき行わなくてはなりません。
- ・ 決められた当番を理由なく遂行しない場合や、分別のルールを逸脱している捨て方を続ける人には、ペナルティ（退居措置含む）を科すことになりますので、十分留意しておいてください。

* ごみ当番の仕事内容

- ・ ポリバケツを確認し、いっぱいになっていれば新しい袋と交換する。
- ・ 日曜日または水曜日には必ず分別を確認し、ごみステーションに搬入する。
- ・ 正しい分別がされておらず、再分別通知があった場合には、期限内にアリーダーと協力して再分別した後、ごみステーションに搬入する。
- ・ ごみ捨てが完了したら、ごみ当番表へサイン・日付を記入する。
(もしごみ当番表が掲示されていなければ、管理事務室へお知らせください。)
- ・ 洗濯機・乾燥機のフィルターのホコリを清掃する。
- ・ 帰省する際はごみ当番表の自身の名前の備考欄に「〇/〇～〇/〇帰省します」等記載してください。

【共用箇所の清掃について】

居室以外の共用箇所については、清掃スタッフに清掃をしていただきます。

みなさんはそれに甘えるだけでなく、きれいにしていただいた箇所は、その状態を保てるようフロアメンバーで協力しあってください。

また、清掃作業に支障をきたさないよう、以下の事項について遵守してください。

- ①玄関に靴を置いたままにせず、必ず靴箱に入れる。（放置されている靴は回収します。）
- ②廊下に物を放置しない。（自分の部屋の前の廊下に靴・傘・ゴミ袋・洗濯物等を放置しない。）
- ③補食室を整理する（テーブルや洗い場などに鍋・食器類を汚れたまま放置せず、洗って食器棚に納める。テーブルの上のゴミはゴミ箱に捨てる。）
- ④階段（Aタイプ）にゴミ袋を放置しない。
- ⑤土足禁止を守らない学生がいたら、注意をする。
- ⑥トイレは詰まらせた人が処理する。
- ⑦ゴミを個人の居室から各フロアのポリバケツに捨てる際に、きちんと分別して捨てること。

これらが守られていない場合は清掃ができません。

4－2．ごみの分別（ごみブック 東広島市より抜粋）

- ・次ページ以降に東広島市のごみの分別について情報を掲載しました。
参照してごみを分別してください。
- ・どう分別すればいいかわからない場合はお近くのフロアリーダー、アドバイザーまでお尋ねください。
- ・回収後ごみの分別が間違っていた場合はごみ当番の方に**再分別**していただきます。
- ・↓Web版ごみブックはこちらから↓

<https://www.catapoke.com/search/?keyword=%E3%81%94%E3%81%BF%E3%83%96%E3%83%82%E3%82%AF>

QRコード



①-1 燃やせるごみ

Cタイプ⇒部屋番号を記入したオレンジ色のゴミ袋にいれ、
ごみステーションへ持っていく。

A,B,Dタイプ⇒各フロアの**燃やせるごみ**のポリバケツに入れる。

家庭系ごみ指定袋
(燃やせるごみ用)

燃やせるごみ



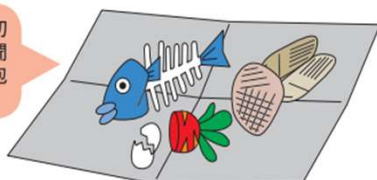
燃やせるごみの出し方

オレンジ色の指定袋で所定の時間までにごみステーションへ



台所ごみ

しっかり水切りをして新聞紙などに包む。



野菜・果物くず、残飯・卵のから、貝殻など



竹串

危険なため小さく折る。



作業員がケガをするといけませんので協力ください。

食用油

布又は新聞紙などにしみこませて出す。
液体のままでは出せません。



ボトル・キャップ
はリサイクルプラ
(11頁を参照)

布・皮革・ゴム製品



衣類



靴下



靴



かばん



タオル



クッション



ぬいぐるみ



ボール



ゴムホース

できるだけ空気を抜く。

2m以下に
切る。

東広島市

①-2 燃やせるごみ

Cタイプ⇒部屋番号を記入したオレンジ色のゴミ袋にいれ、
ごみステーションへ持っていく。

A,B,Dタイプ⇒各フロアの**燃やせるごみ**のポリバケツに入れる。

家庭系ごみ指定袋 (燃やせるごみ用)

剪定枝、落ち葉、刈り草



直径8cm未満のもの。
指定袋から、はみ出さないように出してください。
(付着した土をよく落として指定袋に入れる。)
多量の場合は処理施設に直接搬入してください。



燃やせるごみ

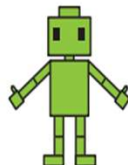
リサイクルできない紙類

- レシートやファックスなどの感熱紙
- 写真
- 汚れやテープがついた紙
- 金・銀色の紙
- アルミコーティングされた紙
- せっけんなど匂いのついた紙
- 宅配伝票などの複写の紙
- 防水加工された紙類
- ビニール加工した紙類
- 圧着ハガキ
- ティッシュやトイレットペーパーなどの衛生紙

その他 (金属を少量含む製品を含む)



クレヨン・
絵の具のチューブ



おもちゃ
(金属を少量含む)



ビデオテープ・
CD (DVD)



ボールペン・
シャープペンシル



カイロ



保冷剤

ペット用のトイレの砂、フン

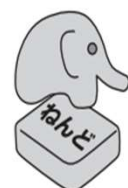


新聞紙等に包んで出す。

紙おむつ



汚物はトイレに
流す。



粘土



少量の灰

水をしめらせて飛散しない
ようにして出す。

東広島市

②-1 リサイクルプラ

Cタイプ⇒部屋番号を記入した紫色のごみ袋に入れ、
ごみステーションへ持って行く。

A,B,Dタイプ⇒各フロアのリサイクルプラのポリバケツに入れる。

家庭系ごみ指定袋 (資源ごみ用)

リサイクルプラ



リサイクルプラの出し方

紫色の指定袋で所定の時間までにごみステーションへ
※リサイクルプラは二重袋にしないでください。



リサイクルプラとは？

商品を入れたり包んだりしているもので、中身を出したり使ったりすると不要になる「容器」「包装」類です。

このマークがついているものが対象です

※ふたやキャップ、発泡スチロールやシート状の緩衝材も容器包装類です。

のん太メモ

「容器包装リサイクル法」により容器や商品を製造・販売している業者には容器包装類のリサイクル義務があり、プラマークのついた容器包装類のリサイクル経費を負担しています。



カップ・パック・トレイ類



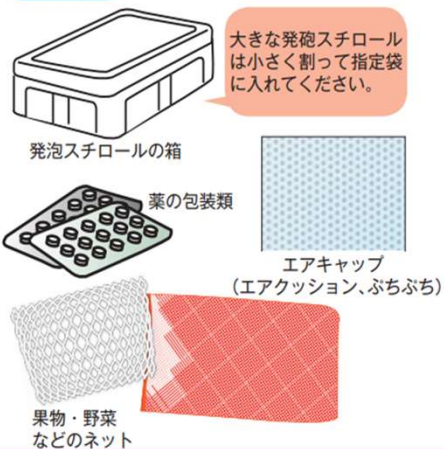
ボトル・キャップ類



ポリ袋・ラベル・フィルム類



その他



チューブ類

※洗にくいチューブ類はハサミで切るなど工夫をしないと、汚れの除去が簡単です。



②-2 リサイクルプラ

Cタイプ⇒部屋番号を記入した紫色のごみ袋に入れ、
ごみステーションへ持って行く。

A,B,Dタイプ⇒各フロアのリサイクルプラのポリバケツに入れる。

家庭系ごみ指定袋
(資源ごみ用)

汚れのあるリサイクルプラの出し方

汚れの残ったリサイクルプラはリサイクルの支障となります。
次のような方法で汚れを落としてから出してください。



●どうしても汚れがきれいにならないものは『燃やせるごみ』で出してください。



マークがついていないプラスチック製品について

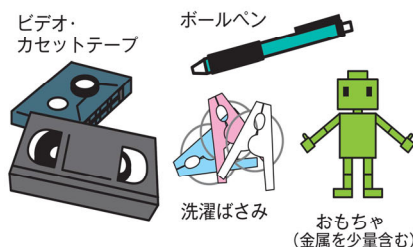
プラスチック製品で、それ自体を道具として使用するものはリサイクルプラではありません。
次の分別になります。

その他プラ

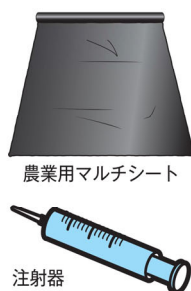
※リサイクルプラ以外のプラスチックのみの製品



燃やせるごみ



産業廃棄物



家庭菜園の場合は
「その他プラ」
汚れのあるものは
「燃やせるごみ」

東広島市

③ペットボトル

Cタイプ⇒部屋番号を記入した紫色のゴミ袋に入れて、
ごみステーションへ持っていく

A,B,Dタイプ⇒**ペットボトル**と表示してあるポリバケツに入れる。

家庭系ごみ指定袋
(資源ごみ用)



ペットボトルの出し方

紫色の指定袋で所定の時間までにごみステーションへ



ペットボトル

ペットボトルの種類



PET
このマークの
ついているボトル容器
が対象です。



清涼飲料・
乳飲料など



しょうゆ・
しょうゆ加工品



酒類



ドレッシング
(ノンオイルのみ)

油、ノンオイル以
外のドレッシング
のボトルは
「リサイクルプラ」

ペットボトルの出し方

①



キャップをはずす。
(キャップとラベルはリサイクルプラ。)

②



ラベルをはずす。

③



中をすすぐ。

④



できるだけつぶす。

どうしても汚れがきれいにならないものは
「燃やせるごみ」で出してください。

この状態にして捨てる

東広島市

④その他プラ

Cタイプ⇒部屋番号を記入した紫色のゴミ袋に入れて、
ごみステーションへ持っていく

A,B,Dタイプ⇒**その他プラ**と表示してあるポリバケツに入れる。

家庭系ごみ指定袋 (資源ごみ用)

その他プラ



その他プラの出し方

紫色の指定袋で所定の時間までにごみステーションへ



プラマークの無い、
プラスチック
のみの製品

その他プラとは？

プラマークの無い、プラスチックのみでできたもの（容器包装プラスチック以外）です。

※金属や木・布等を含む複合品は、その他プラではありません。
詳しくは、33頁以降の分別早見表をご確認ください。

例：容器包装ではなく、製品として販売されているもの

指定袋に入らない大きいものは「燃やせない粗大ごみ」として出してください。
汚れが取れないものは「燃やせるごみ」として出してください。



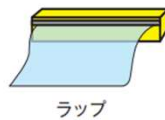
プラスチック製の皿等



プラスチック製の皿等



プラスチック製のカップ



ラップ



醤油さし



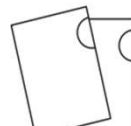
プラスチック製のボトル



クリーニングの袋



プラスチック製の袋



クリアファイル



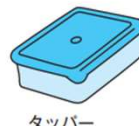
プラスチック製のバケツ



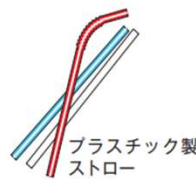
プラスチック製のカッパ



プラスチック製のハンガー



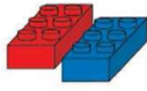
タッパー



プラスチック製のストロー



バラン



おもちゃ
(プラのみ)



浮き輪



歯ブラシ



洗剤の
スプーン



プラスチック製のまな板

東広島市

⑤ビン・缶

Cタイプ⇒部屋番号を記入した紫色のゴミ袋に入れて、
ごみステーションへ持っていく

A,B,Dタイプ⇒**ビン・缶**と表示してあるポリバケツに入れる。

家庭系ごみ指定袋 (資源ごみ用)

ビン・缶



ビン・缶の出し方



※ビンと缶は同じ袋に入れて出せます。

空きビン

中身を使いきって軽くすすぎ、
キャップをはずして出す。
金属製のキャップも「ビン・缶」



調味料のビン



ビールビン・一升ビン

のん太からのひとこと
ビールビンや一升ビンなど、その
ままで再利用できるビン類はなるべく
購入店などに返しましょう。



空き缶

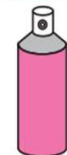
※一斗缶以上の大きい缶は
「燃やせない粗大ごみ」



飲料缶、缶詰の缶、菓子の缶、
ペットフードの缶など

スプレー缶・カセットボンベ等

※ごみ収集車やごみ処理施設での火災や破損事故につながらないよう、
必ず使い切り、火気のない屋外で製品本体の説明に従って
ガスを完全に抜いてから出してください。



スプレー缶



カセットボンベ

穴を開ける必要はありません。



注意!

中身が残ったままスプレー缶・カセットボンベ等を出されると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災や破損事故の原因となり、大変危険です。必ず使い切って出してください。

スプレー缶・カセットボンベ等が使い切れない場合の処理等についてのご質問は、下記へお問い合わせください。

・スプレー缶等のエアゾール製品
について
一般社団法人日本エアゾール協会
<https://www.aiaj.or.jp/index.html>
TEL 03-5207-9850



・カセットボンベについて
一般社団法人日本ガス石油機器工業会
カセットボンベお客様センター
<https://www.jgka.or.jp/contact/cb.html>
TEL 0120-14-9996



その他

※必ず中身を使い切り、軽くすすぐ。



塗料の缶



油のビン

塗料が固まってしまっ
た缶は「燃やせない粗
大ごみ」

のん太からの
おねがい
ビンや缶の中に物は
入れないでね。



東広島市

⑥危険・有害ごみ

ガラス類

※指定袋に入らないものは、燃やせる粗大ごみ（19頁を参照）



ガラス食器・ガラスコップ



ガラス製ふた



果実酒をつくるびん

陶磁器類

※指定袋に入らないものは、燃やせる粗大ごみ（19頁を参照）



陶磁器製食器



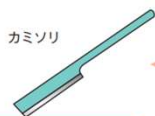
土鍋



桶木鉢

プラスチックのみでできたもので、指定袋に入るものは「その他プラ」指定袋に入らないものは「燃やせない粗大ごみ」（22頁を参照）

カミソリ類



カミソリ

新聞紙に包むなどして安全な工夫をして「キケン」と書いて出す。



T字カミソリ

刃物類



包丁

はさみ

鏡類・その他



手鏡・鏡



くぎ

新聞紙に包むなどして安全な工夫をして「キケン」と書いて出す。



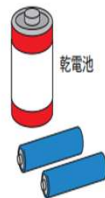
縫い針



化粧品のびん

乾電池

乾電池は市役所本庁、支所、出張所に回収ボックスを設置しています。



乾電池



ボタン型電池

小型充電式電池



小型充電式電池は、このマークが目印です。



ニッケルカドミウム電池 ニッケル水素電池 リチウムイオン電池

蛍光管・白熱球(LEDを含む)

壊さずに出す。
紙ケースごとでも有害ごみ。
ガムテープなどで巻かないでください。



ライター類・その他



チャッカマン



体温計（水銀式）

電子体温計は「燃やせない粗大ごみ」
▶使用済小型家電対象品目（25頁を参照）

必ず使い切るか、ガス抜きをして出す。

使いきったライターは市役所本庁、支所、出張所に回収ボックスを設置していますので、必ずガス抜きをしてから入れてください。

（1～10号館各階設置）（11号館1F廊下西側設置）



危険・有害ごみは左記の写真の張り紙をしたごみ箱に入れてください。

（歯ブラシやボールペンなどの小さい粗大ごみもここへ）

定期的にはスタッフが回収します。入りきらない物は入れずに管理事務室まで持って行くようにお願いします。

⑦新聞・雑誌・段ボール



新聞の出し方

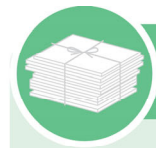
新聞はハツ折にして高さ20cmまでに束ね、ひもで十文字に縛って出してください。※ガムテープや袋などは使わないでください。

新聞(折込チラシ含)

折り込みチラシのみの場合は新聞ではなく、雑がみ。
ホッチキスどめの折込チラシは雑がみ。



高さ20cm
まで



雑誌・雑がみ・ダンボールの出し方

高さ20cmまでに束ね、ひもで十文字に縛って出してください。
※雑誌類と雑がみは一緒に束ねて出せます。
※ガムテープや袋などは使わないでください。

雑誌・本類

※クリップなどの金具やプラスチック類(付箋など)、付録のCD、ビニールカバーは取りはずす。

綴じてあるホッチキスは取らずに出せます。

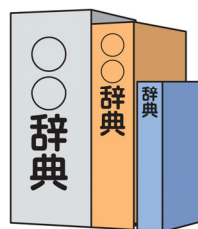
ビニール加工されたものは燃やせるごみ。



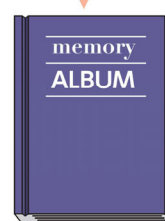
パンフレット



雑誌



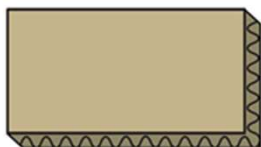
辞典



アルバム

新聞・雑誌・段ボールは各個人が11号館横の
ごみステーションまで持ってくる。
・新聞や雑誌はひもで結束・段ボールはたたむ

▶断面が波状になっているもの



50cm四方以下を目安にたたんで紐で縛る。
厚紙・ダンボールは雑誌や雑がみと結束する。
ダンボールの中に物を入れない。



このような出し方はしないでください



●箱のまま



●ガムテープで縛る

⑧ 粗大ごみ

* 備付のごみ箱に入る小型の粗大ごみ以外は必ず
8:30-16:30の時間帯に各自で11号館横の倉庫前まで持参する。
夜間不可。入居中のみ捨てることができます。

⑧-1. 燃やせる粗大ごみ



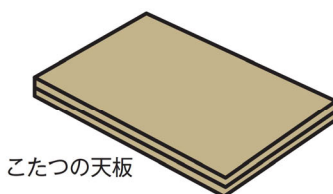
燃やせる粗大ごみの出し方

180cm×100cm×200cm以内

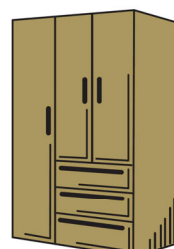
木製家具類



電気スタンドは取りはずして「燃やせない粗大ごみ」で出す。電球や蛍光灯は「有害ごみ」

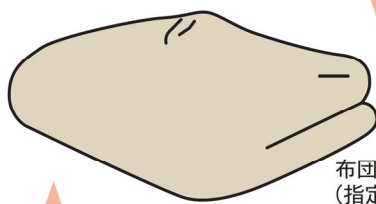


たんすや机、戸棚の中に物を入れて出さない

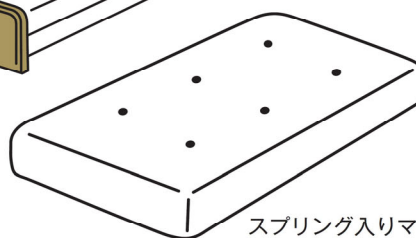
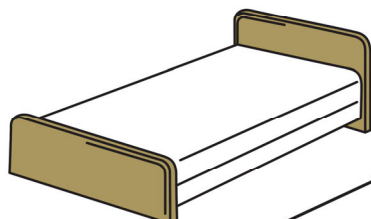


寝具類

「布団や毛布」は広がらないよう、ひもでしばってください。



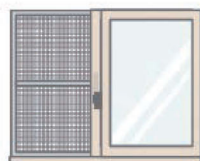
電気毛布は「燃やせるごみ」



ガラス類、陶磁器類、鏡類 (指定袋に入らないもの)

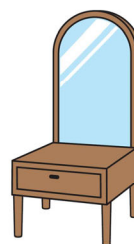
※指定袋に入る大きさのものは、危険ごみ

リフォームの場合、施工業者に処理してもらってください。



金属枠は「燃やせない粗大ごみ」

姿見(金属以外)



⑧-2. 燃やせない粗大ごみ

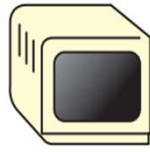
家電製品類

各リサイクル法対象品を除く ▶ 詳細は65頁を参照

市役所、支所、出張所で使用済小型家電の回収を行っています。 ▶ 詳細は25頁を参照



プリンター



電子レンジ



電気ポット



ホットプレート



アイロン



扇風機



加湿器



ミシン



掃除機

乗物類



自転車

防犯登録を解除する。



三輪車



ベビーカー

住宅用火災警報器

中の電池を抜いて、「燃やせない粗大ごみ」として出してください。



※イオン式は、市で処理できないため、販売店などに引取の依頼をしてください。

金物類



クリップ



鎖



針金



金属製たわし

プラスチックのみでできたものは「その他プラ」
ガラス製は「危険ごみ」



やかん



鍋



フライパン



ボウル

ガラス製の蓋は「危険ごみ」
間違えやすいので注意！

硬質プラスチック製品類（指定袋に入らないもの）

指定袋に入るものは、「その他プラ」で出してください。



衣装ケース



ポリバケツ（プラのみ）



ポリタンク



プラスチック製植木鉢



プランター

その他



TVゲーム



ラジコン



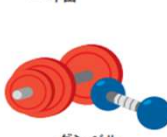
傘



一斗缶



金属製いす



ダンベル



エレキギター



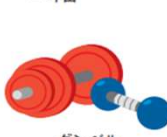
照明器具



コードリール



コード



ダンベル

ご協力
よろしく
お願いします



5. その他

5 - 1. 身体に問題が起きた場合

病院への行き方

・管理事務室に常備薬はありません。各自で薬を用意してください。

<自分で全く動けない場合>

・自分で救急車を呼ぶ場合は**119**にダイヤルし「**救急車お願いします**」といって相手に住所、名前、電話番号、現在の身体の状態を伝えてください。

また、管理事務室に連絡すれば管理事務室から救急車を呼ぶこともできます。

◆感染症

宿舎内で重篤な感染症が発生した場合、速やかに各階1階掲示板及び「もみじ」「池の上学生宿舎ホームページ」でお知らせしますので、その様な場合は、これらの情報に十分注意を払ってください。また、実際に感染した場合は、管理事務室に報告の上その指示に従ってください。

5 - 2. こころに問題が起きた場合

宿舎生活や大学生活など、新しい環境に入るところも不安定になりがちです。

なかなか眠れない、食欲・意欲が湧かない、最近ストレスが多いなど、

もしこころの問題を感じたらお気軽に連絡ください。

保健管理センター（学生プラザ4階）

TEL **082-424-6186**（メンタルヘルス部門）・ **082-424-6187**（カウンセリング部門）

午後5時以降および土日祝日などは閉室

＊参考＊

医療情報ネット

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryau/iryau/teikyou_seido/index.html

このサイトから、今診てもらえる病院を検索できます。



救急安心センター事業（＃7119）

「すぐに病院に言った方が良いか」や「救急車を呼ぶべきか」など、ケガや病気について悩んだりしたとき、専門家に相談できます。

利用方法→＃7119に電話

5－3. ハラスメントの防止について

ハラスメントはしてはいけません。

誰もがハラスメントの行為者になり得るものであり、男性も女性も加害者にも被害者にもなり得ます。

以下は、**具体的な行為の例**です。自分の言動を振り返って相手を思いやる心を大切に日々過ごしていただきたいと思います。

※以下の記載は、「広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」から一部抜粋したものです。

<具体的な行為の例>

- 相手の身体を上から下までじろじろ眺めたり、目で追ったりすること。
- 相手の身体の一部（肩、背中、腰、頬、髪等）に日常的に触れること。
- 職場や教室で、不快感をもよおすような性的な話題を頻繁に持ち出すこと。
- 相手が返答に窮するような性的又は下品な冗談を言うこと。
- 研究室や職場にポルノ写真、わいせつ図画を貼るなど煽情的な雰囲気を作ること。
- 卑わいな絵画や映像、文章等を強引に見せること。
- 懇親会、課外や終業後の付き合い等で、下品な行動をとること。
- 性に関する悪質な冗談やからかいを行うこと。
- 相手が不快感を表明しているにもかかわらず、その場からの離脱を妨害すること。
- 意図的に性的な噂を流すこと。
- 個人的な性体験等を尋ねたり、自分の経験談を話したりすること。
- 個人が特定できる形で、インターネットのサイトなどに、性的な内容の中傷やプライバシーな情報の密告を書き込むこと。
- 飲み会などに参加することや、お酒を飲むことを強要すること。
- 職員や学生が、国籍、民族、人種、性別、年齢等を理由に特定の職員や学生に対して侮辱的な発言をすること。

また、広島大学にはこのようなハラスメントの被害について相談できる「**ハラスメント相談室**」があります。

E-mail : harassos@hiroshima-u.ac.jp

電話 : (082) 424-5689

またお近くのフロアリーダー、アドバイザーも相談を受け付けています。
いつでもお気軽にご相談ください。

5 - 4. 災害（火事,地震など）が起きた場合

火事・地震などに迅速に対応できるようにする為、あらかじめ非常口や消火器の位置を確認しておいてください。災害が発生したら、あわてず、落ち着いて行動して下さい。
何より大切な**命を守る**ことを最優先してください。

■火事

A：火災報知機が鳴った場合

- ①近くの消火器で消火する
- ②鎮火しなければ姿勢を低くして避難する

B：火災報知機が鳴らなかった場合

- ①管理事務室に電話し、「火事です」と伝える
- ②火災報知機のボタンを押す⇒Aへ

参 考：広島県防災Web

<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/>



ぜひこれらの情報も活用して下さい。

■地震

- ①補食室の火を消し機の下などに身を隠す。
- ②廊下の壁際に身を寄せて、蛍光灯などの破片に注意して、避難路を進む。
- ③火災の発生時や周囲が危険な場合は、非常階段を使って避難する。

■風水害

- ・TVやラジオなどの暴風警報などに注意し、その指示に従う。
- ・ベランダにある物が飛んだりしないよう室内に入れ、なるべく屋外に出ないようにする。
- ・カーテンを閉めておくと、万が一の飛散物があっても被害が軽減できます。
- ・共用部分の窓（廊下・談話室など）が開いているようであれば閉めてください。

5 - 5. 困ったときの相談先

問題が発生したり、何か相談したいことがある場合には以下の連絡先にご連絡ください。

■**宿舎内での日常的なトラブル（鍵を忘れた、備品が故障したなど）や不審者・不審物の発見**

管理事務室（平日8：30～17：00 管理人対応， 17：00～翌8：30 警備員対応）

TEL 082-424-6148 又は 080-5759-3060

■**学生のための何でも相談窓口**

広島大学教育室教育部学生生活支援グループ内（平日8：30～17：15）

TEL 082-424-6181 又は メール gakusei-senmon@office.hiroshima-u.ac.jp

■**盗難が発生した場合**

警察に連絡の上、管理事務室まで連絡をお願いします。

警察 110

広大前交番 082-421-5353

5 - 6. 地域に暮らす

*ここに掲載された機関・店舗はあくまで情報であり、特に大学と提携などを行っているわけではありません。また情報が変更している場合もございますがご了承ください。

◆学生宿舎周辺の医療機関

医療機関の名前・住所	診療科	電話	受付・診療時間	休診日
県立障害者リハビリテーションセンター 西条町田口295-3	整形外科 歯科 泌尿器科など	082-425-1455	各科により異なりますので 確認の上受診して下さい	土・日・祝
おおもり整形外科 西条町寺家1633	整形外科	082-423-5885	9:00～13:00 15:00～18:00 (±8:30～13:00)	日・祝 木・土曜午後
門沢医院 西条町下見6-10-4	内科 消化器科 呼吸器科	082-422-0980	8:30～12:00 14:00～18:00 (±8:30～13:00)	日・祝 木曜午後
広大前皮膚科内科 西条町下見4471-2-103	皮膚科 内科	082-493-5650	9:00～12:30 14:30～18:00 (±9:00～14:30)	木・日・祝
二階堂眼科 西条中央3-5-38	眼科	082-421-1110	月火木金土9:00-12:30 月火金15:00-18:00	水・日・祝 木・土曜午後
ほんだ歯科医院 西条町下見6-10-3	一般歯科 矯正歯科	082-421-3200	9:00～12:30 14:00～18:00	日・祝

●東広島市市役所
082-422-2111 (代表)

●タクシー会社
大学タクシー 082-425-5000
東広島タクシー 0120-33-1260
西条タクシー 0120-21-2526
八本松タクシー 082-428-0023

●事件・事故のとき
110

●火災の通報、救急車の手配
119

●広島いのちの電話
082-221-4343

●広大前交番
082-421-5353

●JR西条駅
0570-666-043

●JR東広島駅
0570-666-053

(路線バス・西条駅⇄広島大学)

●中国JRバス電話予約センター
0570-666-012

●芸陽バス 企画課
082-424-4701

いざという時のために
かりつけの病院を決めて
おけば安心です！

